

平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 リ オ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 井 上 清 恆
(コード番号 6 8 2 3 東証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 部 長 山 根 昇
(TEL 0 4 2 - 3 5 9 - 7 0 9 9)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の定款変更議案を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の当社第 88 期定時株主総会に付議する旨決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条および第 2 条)。
- (3) 株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、現行定款第 12 条において所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
第 1 条～第 6 条 (条文省略)	第 1 条～第 6 条 (現行どおり)
<u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を發行する。	(削 除)

現行定款	定款変更案
<p>(取締役会決議による自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>2 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、<u>単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100 株とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当<u>て</u>および募集新株予約権の割当<u>て</u>を受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、新株予約権</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびにこれらの備</p>

現行定款	定款変更案
<p>原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則) 第 12 条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第 11 条 当社の株主権行使の<u>手続</u>その他株式に関する<u>取扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 13 条～第 50 条 (条文省略)</p>	<p>第 12 条～第 49 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則 第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日